

平成 30 年第 1 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第1号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	5
議案第3号	平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	13
議案第4号	平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	21
議案第5号	平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	25

議案第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月13日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 太

提案理由

保険料率の改定並びに保険料の賦課限度額、被保険者均等割額の軽減基準及び住所地特例の見直し等のため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成28年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成31年度」に、「0.0954」を「0.0876」に改める。

第10条中「平成28年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成31年度」に、「46,984円」を「45,379円」に改める。

第11条中「57万円」を「62万円」に改める。

第13条第1号イ中「第93条」を「第93条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により当該市町村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第3条（見出しを含む。）中「平成28年度及び」及び「平成28年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、」を削り、「附則第4条、第7条若しくは第8条」を「附則第4条から第6条まで」に、「従い、」を「従い」に改め、「とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」」を削る。

附則第4条（見出しを含む。）中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則中第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附則第9条中「第10条」を「第8条」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 2 号

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第 2 号）

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 215,077 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,633,056 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,333,490	△55,457	1,278,033
	1 負担金	1,333,490	△55,457	1,278,033
2 国庫支出金		47,912	202,601	250,513
	1 国庫補助金	47,912	202,601	250,513
5 繰越金		36,564	67,933	104,497
	1 繰越金	36,564	67,933	104,497
歳入合計		1,417,979	215,077	1,633,056

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		723,886	199,195	923,081
	1 総務管理費	723,613	199,195	922,808
3 民生費		689,068	15,882	704,950
	1 社会福祉費	689,068	15,882	704,950
歳出合計		1,417,979	215,077	1,633,056

平成29年度

一般会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,333,490	△55,457	1,278,033
2 国庫支出金	47,912	202,601	250,513
5 繰越金	36,564	67,933	104,497
歳入合計	1,417,979	215,077	1,633,056

歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	723,886	199,195	923,081
3 民生費	689,068	15,882	704,950
歳出合計	1,417,979	215,077	1,633,056

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
195,334			3,861
7,267			8,615
202,601			12,476

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金	1,333,490	△55,457	1,278,033
計	1,333,490	△55,457	1,278,033

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 民生費補助金	47,912	202,601	250,513
計	47,912	202,601	250,513

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	36,564	67,933	104,497
計	36,564	67,933	104,497

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	723,613	199,195	922,808	195,334			3,861
計	723,613	199,195	922,808	195,334			3,861

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 老人福祉費	689,068	15,882	704,950	7,267			8,615
計	689,068	15,882	704,950	7,267			8,615

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 事務費負担金	△55,457	事務費負担金	△55,457

1 老人福祉費補助金	202,601	後期高齢者医療制度事業費補助金 調整交付金	22,601 180,000

1 前年度繰越金	67,933	前年度繰越金	67,933

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	199,195	一般管理費	199,195

12 役務費	8,615	資格賦課管理費	1,221
19 負担金、補助及び交付金	7,267	給付管理費	14,661

議案第 3 号

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,949,049 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 834,035,255 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によ
る。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用
する同法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用するこ
とができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 2 月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		245,439,883	3,025	245,442,908
	2 国庫補助金	55,089,729	3,025	55,092,754
8 繰越金		21,745,727	9,946,024	31,691,751
	1 繰越金	21,745,727	9,946,024	31,691,751
歳入合計		824,086,206	9,949,049	834,035,255

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		16,308,706	21,238	16,329,944
	1 償還金及び還付加算金等	16,308,705	21,238	16,329,943
7 予備費		1	9,927,811	9,927,812
	1 予備費	1	9,927,811	9,927,812
歳出合計		824,086,206	9,949,049	834,035,255

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金等	保険料特別返還金	3,025
合計			3,025

平成29年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	245,439,883	3,025	245,442,908
8 繰越金	21,745,727	9,946,024	31,691,751
歳入合計	824,086,206	9,949,049	834,035,255

歳出

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	16,308,706	21,238	16,329,944
7 予備費	1	9,927,811	9,927,812
歳出合計	824,086,206	9,949,049	834,035,255

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,025			18,213
			9,927,811
3,025			9,946,024

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	50,872,801	3,025	50,875,826
計	55,089,729	3,025	55,092,754

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	21,745,727	9,946,024	31,691,751
計	21,745,727	9,946,024	31,691,751

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 保険料還付金	150,335	18,213	168,548				18,213
4 保険料特別返還金	0	3,025	3,025	3,025			
計	16,308,705	21,238	16,329,943	3,025			18,213

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1	9,927,811	9,927,812				9,927,811
計	1	9,927,811	9,927,812				9,927,811

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 調整交付金	3,025	調整交付金	3,025

1 前年度繰越金	9,946,024	前年度繰越金	9,946,024

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金、利子及び割引料	18,213	保険料還付金	18,213
19 負担金、補助及び交付金	3,025	保険料特別返還金	3,025

29 予備費	9,927,811	予備費	9,927,811

議案第 4 号

平成 30 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 30 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

2018.8561

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,008,561 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成 30 年 2 月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,721,919
	1 負担金	1,721,919
2 国庫支出金		223,485
	1 国庫補助金	223,485
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		63,000
	1 繰越金	63,000
6 諸収入		155
	1 預金利子	10
	2 雑入	145
歳入合計		2,008,561

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		4,061
	1 議会費	4,061
2 総務費		1,252,047
	1 総務管理費	1,251,774
	2 選挙費	62
	3 監査委員費	211
3 民生費		751,452
	1 社会福祉費	751,452
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,008,561

議案第5号

平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ813,735,107千円と
定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用す
る同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、
18,000,000千円と定める。 180万円

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項た
だし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場
合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成30年2月13日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		152,646,821
	1 市町村負担金	152,646,821
2 国庫支出金		242,708,958
	1 国庫負担金	188,411,461
	2 国庫補助金	54,297,497
3 県支出金		64,964,616
	1 県負担金	64,964,616
4 支払基金交付金		337,933,955
	1 支払基金交付金	337,933,955
5 特別高額医療費共同事業交付金		277,344
	1 特別高額医療費共同事業交付金	277,344
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		4,174
	1 一般会計繰入金	4,174
8 繰越金		14,000,000
	1 繰越金	14,000,000
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		1,199,237
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	4,990

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑入	1,194,245
歳	入	813,735,107

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険給付費		802,596,460
	1 療養諸費	764,571,858
	2 高額療養諸費	35,403,202
	3 その他医療給付費	2,621,400
2 県財政安定化基金拠出金		7,652
	1 県財政安定化基金拠出金	7,652
3 特別高額医療費共同事業拠出金		277,789
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	277,789
4 保健事業費		3,306,586
	1 健康保持増進事業費	3,306,586
5 公債費		21,362
	1 公債費	21,362
6 諸支出金		153,732
	1 償還金及び還付加算金等	153,731
	2 繰出金	1
7 予備費		7,371,526
	1 予備費	7,371,526
歳 出 合 計		813,735,107

